

市民税・県民税・国民健康保険税申告書の書き方

1. 収入・所得に関する事項

●営業・農業・不動産所得

営業・農業・不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」=「所得金額」です。別紙の収支内訳書に記入してください。

●利子所得

預金や公社債の利子などによる所得。

●配当所得

株式の配当、剰余金の分配などの所得。

●給与所得

一般:給与・俸給・賃金・歳費・賞与等の所得。

専従:青色事業専従者給与・事業専従者控除に該当する給与を受けているもの。

勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入してください。

交付を受けていない場合は裏面の給与所得の内訳に記入してください。

給与収入	給与所得
~650,999円	0円
651,000~1,899,999円	給与収入-650,000円
1,900,000~3,599,999円	[給与収入÷4(千円未満端数切捨)]×4×70%-80,000円
3,600,000~6,599,999円	[給与収入÷4(千円未満端数切捨)]×4×80%-440,000円
6,600,000~8,499,999円	給与収入×90%-1,100,000円
8,500,000円	6,550,000円
8,500,000円~	給与収入-1,950,000円-所得金額調整控除

※所得金額調整控除については裏面参照

●雑所得

公的年金等:厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などの公的年金の所得。(65歳以上はS36.1.1以前生まれ。)

年金収入	年金所得	年金収入	年金所得
~3,299,999円	年金収入-1,100,000円	6	~1,299,999円
3,300,000~4,099,999円	年金収入×75%-275,000円	5	1,300,000~4,099,999円
4,100,000~7,699,999円	年金収入×85%-685,000円	歳未満	4,100,000~7,699,999円
7,700,000~9,999,999円	年金収入×95%-1,455,000円		7,700,000~9,999,999円
10,000,000円以上	年金収入-1,950,000円		10,000,000円以上
			年金収入-1,950,000円

業務:シルバー人材センター配分金、市政協力員委託料、原稿料、講演料又はネットオークション等を利用した個人取引もしくは食料品の配達等の副収入による所得。

その他:生命保険契約に基づく年金(郵便年金・個人年金・互助年金)等による所得。

●総合譲渡

車両、機械、船舶、漁業権、著作権、特許権、ゴルフ会員権などの土地建物以外の資産の譲渡による所得。

短期:取得後5年以内の譲渡 長期:取得後5年超の譲渡

所得計算式:売却金額-(取得金額+売却必要経費)-特別控除(上限:50万円)

●一時所得

生命保険・損害保険契約に基づく一時金・満期金等、懸賞当選品金、競馬・競輪等の払戻金・遺失物拾得の報奨金等の所得。

所得計算式:収入金額-掛金等-特別控除(上限:50万円)

3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項

個人番号	氏名	続柄	生年月日	同一生計配偶者	年少扶養	本人の所得額(円)	障害	同居の別居	別居の場合の住所	非居住者である扶養親族の生計を一にする場合

同一生計配偶者には○をつける
年少扶養者には○をつける(16才未満)
障害の区分に✓をつける
同居・別居に✓をつけ、別居の場合住所を記入
非居住者である扶養親族の場合

4. 事業専従者に関する事項

事業専従者とは、生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として6か月を超える期間、事業にもっぱら従事した人をいいます。

この場合、事業より生ずる収入から次の①②のうちいづれか少ない方の金額が控除されます。

①50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)

②(事業所得+不動産所得)÷(事業専従者の数+1)

※事業専従者に該当する人は配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の対象外です。

※雑所得の計算上は専従者控除を適用することはできません。

●医療費控除

医療費控除の明細書、支出した金額がわかる書類(領収書等)の原本の提示又は添付が必要です。

次の(1)、(2)いずれか一方を選択する必要があります。なお、選択後の変更はできません。

(1)本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は以下のとおりです。(限度額:200万円)

「支払った医療費」-「高額医療、保険金等で補填される金額」-「総所得金額等の5%または10万円いづれか少ない方」

(2)医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合、本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医療品(スイッチOTC医薬品)の支払額から12,000円を引いた額を控除します。(限度額:88,000円)

なお、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可。

八代市長宛		個人番号	個人番号
令和7年1月1日～令和7年12月31日		年月日	年月日
現住所		個人番号	電話番号
郵便番号		生年月日	世帯主名
氏名		明・大・昭・平 年 月 日	姓
代理人	本人との続柄	住所	電話番号
氏名			
1. 収入・所得に関する事項			
2. 所得から差し引かれる金額			
3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項			
4. 事業専従者に関する事項			
5. 給与・公的年金等に係る所得以外がある場合は納付方法を選び□を記入してください。			

2. 所得から差し引かれる金額

●社会保険料控除

令和7年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料・健康保険料等の金額。

(特別徴収分の介護保険料・国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は本人のみの控除)

●小規模企業共済等掛金控除

令和7年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金又は、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金もしくは心身障害者不要共済制度の掛金の金額。

●生命保険料控除 (控除額は裏面で計算)

令和7年中に生命保険料・介護保険料・個人年金保険料を支払った場合、保険料・掛金から配当金等を差し引いた金額で計算してください。

●地震保険料控除 (控除額は裏面で計算)

令和7年中に地震保険料・旧長期損害保険料支払った場合、保険料・掛金から剩余金・割戻金を引いた金額で計算してください。

●寡婦控除・ひとり親控除

本人の所得	本人の性別	扶養親族	配偶者との関係	控除の区分	控除額
500万円 以下	男性	生計を一にする子がいる ※所得金額58万円以下	死別・離婚・生死不明 未婚(事実婚なし)	ひとり親	30万円
	女性	扶養親族がない	死別・生死不明 (事実婚なし)	寡婦	26万円
	子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明 (事実婚なし)			

※他の者の扶養親族になっていないことが条件

●障害者控除

本人、配偶者、扶養親族が該当する場合に受けられます。

3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項に記入してください。

種類	内容	控除額
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級	30万円
その他	・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下	26万円
同居特別	・療育手帳B ・65歳以上障害者認定書にて障害者と認められた人 ・特別障害者で本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にする他の親族 いずれかとの同居を常況としている者	53万円

●勤労学生控除

大学・各種学校等の学生で、合計所得が85万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。控除額:26万円

●配偶者控除・配偶者特別控除

(他の納税義務者の扶養親族・あるいは事業専従者の場合を除く。)

3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項に記入してください。

配偶者 控除	控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額		
	~9,000,000円	9,000,001~ 9,500,000円	9,500,001~ 10,000,000円
配偶者	配偶者の合計所得金額 58万円以下	33万円	22万円
老人扶養対象配偶者 70歳以上(S31.1.1以前生まれ)	老人扶養対象配偶者 70歳以上(S31.1.1以前生まれ)	38万円	26万円
配偶者の合計所得金額 580,001~1,000,000円	580,001~1,000,000円	33万円	22万円</td

